

3 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

(1) 監査対象事業の概要

ア 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則、広島市債権管理事務取扱規則及び広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領等に基づき実施する、① 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）、② 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）及び③ 寡婦又は寡婦が民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者等に対し、福祉資金を貸し付ける事業である。

イ 目的

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付は、配偶者のない女子及び配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの者が扶養している児童の福祉を増進すること並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進することを目的とする（母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項）。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付は、母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の経済的自立と、その扶養する児童等の福祉の増進を図ること、具体的には、① 母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の経済的自立（生活の安定）と生活意欲の助長を図ること、② 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の健康で文化的な生活を保障すること、③ 置かれている環境（経済基盤が弱い等）にかかわらず、児童等が心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件を保障することがあげられている（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き1ページ）。

ウ 規範等

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則
- ・ 広島市債権管理事務取扱規則
- ・ 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
- ・ 広島市債権管理マニュアル
- ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き
- ・ 償還指導事務マニュアル

エ 仕組み

(7) 貸付対象

a 母子福祉資金の貸付対象

母子福祉資金の貸付の対象となる「母子家庭の母」とは、配偶者のない女子（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）と死別した女子であって、現に婚姻（内縁関係を含む。）をしていない者及びこれに準ずる女子をいう。以下同じ。）で、民法第877条の規定により現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者とする。

また、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子等（孫、曾孫を含む。以下同じ。）を扶養している場合で、その20歳以上の子等が貸付対象となる場合は、母子福祉資金で貸し付けるものとする。

なお、「父母のない児童」（父母（実父母及び義父母を含む。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる児童をいう。以下同じ。）に対しても、児童の福祉の増進のために必要な資金については、貸し付けることができる。

（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第2条）

b 父子福祉資金の貸付対象

父子福祉資金の貸付の対象となる「父子家庭の父」とは、配偶者のない男子（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る場合を含む。)と死別した男子であって、現に婚姻(内縁関係を含む。)をしていない者及びこれに準ずる男子をいう。以下同じ。)で、民法第877条の規定により現に児童を扶養している者とする。

また、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子等を扶養している場合で、その20歳以上の子等が貸付対象となる場合は、父子福祉資金で貸し付けるものとする。

(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第3条)

c 寡婦福祉資金の貸付対象

寡婦福祉資金の貸付の対象となる「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのある者、すなわち、かつて母子家庭の母であった者をいう。

また、寡婦が扶養している20歳以上の子等には、修学資金、修業資金及び就学支度資金に限り、貸し付けることができる。

なお、当分の間、40歳以上の配偶者のない女子であって民法877条の規定により児童を扶養していない者(寡婦を除く。)(子が成人してから後に夫と死別、離別等をした者及び夫と死別、離別等をした者のうち子のないものであり、未婚の場合は含まれないものとする。)にも資金を貸し付けることができる。

(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第4条)

(イ) 貸付金の種類(平成27年度)

広島市は、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付として、以下の12の種類の資金を貸し付けている。

a 事業開始資金

- | | |
|-----------|---|
| (a) 貸付対象 | 事業開始資金は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子・父子福祉団体が事業を開始するのに際して必要とする設備費、什器、機械、材料等の購入費等に充当するためのものとする(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第15条第1項)。 |
| (b) 貸付限度額 | 283万円 |
| | 母子・父子福祉団体に貸し付ける場合 426万円 |
| (c) 利率 | 無利子 |

連帯保証人なしの場合 年 1.5 パーセント

b 事業継続資金

- (a) 貸付対象 事業継続資金は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子・父子福祉団体が現に営んでいる事業を継続していくために、商品、材料等を新たに購入する等の必要がある場合、当該事業の活動を継続するために必要ないわゆる運転資金に充当するためのものとする（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 16 条第 1 項）。
- (b) 貸付限度額 142 万円
- (c) 利率 無利子

連帯保証人なしの場合 年 1.5 パーセント

c 修学資金

- (a) 貸付対象 修学資金は、児童等を高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程及び一般課程）、短期大学又は大学に就学させるために直接必要な授業料、書籍代、通学費等に充当するためのものとする。また、父母のない児童への貸付についても同様に取り扱うものとする。（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 17 条第 1 項）
- (b) 貸付限度額
- | | |
|-----------------------|----------------|
| 高等学校、専修学校（高等課程） | |
| （国公立・自宅通学） | 月額 1 万 8,000 円 |
| （国公立・自宅外通学） | 月額 2 万 3,000 円 |
| （私立・自宅通学） | 月額 3 万円 |
| （私立・自宅外通学） | 月額 3 万 5,000 円 |
| 高等専門学校（1 学年から 3 学年まで） | |
| （国公立・自宅通学） | 月額 2 万 1,000 円 |
| （国公立・自宅外通学） | 月額 2 万 2,500 円 |
| （私立・自宅通学） | 月額 3 万 2,000 円 |
| （私立・自宅外通学） | 月額 3 万 5,000 円 |
| 高等専門学校（4 学年から 5 学年まで） | |

(国公立・自宅通学)	月額4万5,000円
(国公立・自宅外通学)	月額5万1,000円
(私立・自宅通学)	月額5万3,000円
(私立・自宅外通学)	月額6万円

短期大学、専修学校（専門課程）

(国公立・自宅通学)	月額4万5,000円
(国公立・自宅外通学)	月額5万1,000円
(私立・自宅通学)	月額5万3,000円
(私立・自宅外通学)	月額6万円

大学

(国公立・自宅通学)	月額4万5,000円
(国公立・自宅外通学)	月額5万1,000円
(私立・自宅通学)	月額5万4,000円
(私立・自宅外通学)	月額6万4,000円

専修学校（一般課程）	月額3万2,000円
------------	------------

(c) 利率

無利子

d 技能習得資金

(a) 貸付対象

技能習得資金は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等に充当するためのもので、単に資格の取得を目的とする場合は、貸付の対象外として取り扱うものとする（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第18条第1項）。

(b) 貸付限度額

月額6万8,000円

自動車運転免許の取得の場合 46万円

各種学校等に入学する場合で、入学時等に必要な額が月額を超える場合 81万6,000円

(c) 利率

無利子

連帯保証人なしの場合 年1.5パーセント

e 修業資金

(a) 貸付対象

修業資金は、児童等が事業を開始し、又は就職するため

に必要な知識技能を当該児童等に習得させるのに必要な授業料、教材費、交通費等に充当するためのもので、単に資格を取得することが目的である場合は、貸付の対象外として取り扱うものとする。また、父母のない児童への貸付についても同様に取り扱うものとする。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第19条第1項)

- (b) 貸付限度額 月額6万8,000円
高等学校の最終学年の者が就職する際に、自動車運転免許を取得する場合 46万円
- (c) 利率 無利子

f 就職支度資金

- (a) 貸付対象 就職支度資金は、母子家庭の母、父子家庭の父、又はこれらの者が扶養している児童及び寡婦等並びに父母のない児童が就職するに際して直接必要とする被服、履物等及び通勤用自動車等の購入費に充当するものとする。なお、寡婦等が扶養している子は対象とはならない。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第20条第1項)
- (b) 貸付限度額 10万円
自動車購入の場合 32万円
- (c) 利率 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.5パーセント
(子に係る資金の場合 無利子)

g 医療介護資金

- (a) 貸付対象 医療介護資金は、母子家庭の母、父子家庭の父、又はこれらの者が扶養している児童及び寡婦等が医療を受けるために必要な資金並びに母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な経費に充当するものとし、対象となる医療及び介護を受ける期間が概ね1年以内と見込まれる場合に限るものとする。なお、寡婦等が扶養してい

る子は対象とはならない。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第21条第1項)

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| (b) 貸付限度額 | 医療を受ける場合 | 34万円 |
| | 特に経済的に困難な場合 | 48万円 |
| | 介護サービスを受ける場合 | 50万円 |
| (c) 利率 | 無利子 | |
| | 連帯保証人なしの場合 | 年1.5パーセント |

h 生活資金

- | | |
|-----------|---|
| (a) 貸付対象 | 生活資金は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等について、医療又は介護を受けている者又は技能習得期間中にある者を疾病等の療養又は当該知識技能の習得に専念させること、さらに生活が不安定である配偶者のない者となって間もない(7年未満)期間の生活、又は失業中の生活安定と再就職活動の促進を目的として、その期間の生活費を補給するのに必要な資金に充当するものとする(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第22条第1項)。 |
| (b) 貸付限度額 | 知識技能を習得する期間中5年以内
月額14万1,000円
生計中心者でない場合 月額6万9,000円
医療又は介護サービスを受けている期間中1年以内
月額10万3,000円
生計中心者でない場合 月額6万9,000円
失業期間中、離婚した日の翌日から1年以内
月額10万3,000円
生計中心者でない場合 月額6万9,000円 |
| (c) 利率 | 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.5パーセント |

i 住宅資金

- | | |
|----------|---|
| (a) 貸付対象 | 住宅資金は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が現に居住する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築をするのに必要な資金に充当するもの |
|----------|---|

とする（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第23条第1項）。

- (b) 貸付限度額 150万円
災害等による特別な場合 200万円
- (c) 利率 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.5パーセント

j 転宅資金

- (a) 貸付対象 転宅資金は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等がその住居を移転するとき、住宅賃貸借契約により、入居の際に条件として納入を要求される敷金、仲介手数料、前家賃、又は引っ越しに要する運送費など転居に伴う一時的な経費に充当するものとする。住宅移転に伴う交通費、火災保険やゴミの撤去費用等は貸付の対象外とする。また、クーラーの消毒費等、転居に際し、必ずしも必要でない経費についても貸付の対象とはしない。（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第24条第1項）
- (b) 貸付限度額 26万円
- (c) 利率 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.5パーセント

k 就学支度資金

- (a) 貸付対象 就学支度資金は、児童等が小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程及び一般課程）、短期大学又は大学への入学若しくは厚生労働大臣が定める修業施設の入所に際し、制服や学用文具等の購入、入学金等就学支度に必要な経費に充当するものとする。また、父母のない児童への貸付についても同様に取り扱うものとする。（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第25条第1項）

(b) 貸付限度額	小学校	4 万 6 0 0 円
	中学校	4 万 7, 4 0 0 円
	専修学校（一般課程）	
	（自宅通学）	1 5 万円
	（自宅外通学）	1 6 万円
	高等学校、専修学校（高等課程）	
	（国公立・自宅通学）	1 5 万円
	（国公立・自宅外通学）	1 6 万円
	（私立・自宅通学）	4 1 万円
	（私立・自宅外通学）	4 2 万円
	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）	
	（国公立・自宅通学）	3 7 万円
	（国公立・自宅外通学）	3 8 万円
	（私立・自宅通学）	5 8 万円
	（私立・自宅外通学）	5 9 万円
(c) 利率	修業施設	
	（自宅通学）	9 万円
	（自宅外通学）	1 0 万円
無利子		

I 結婚資金

- (a) 貸付対象 結婚資金は、児童等の婚姻に際し、必要な挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入費等について、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が負担する経費に充当するものとする（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 2 6 条第 1 項）。
- (b) 貸付限度額 3 0 万円
- (c) 利率 無利子
- 連帯保証人なしの場合 年 1. 5 パーセント

オ 事務の流れ

(7) 貸付事務の流れ

a 貸付の相談・指導

対象者から貸付の相談を受けたら、貸付が必要な理由、生活状況、必要と

する貸付金額等を詳しく聴取し、貸付資格・要件、償還方法等貸付制度の理解を求める。貸付の対象となると判断される場合は、必要な要件をすべて満たすことを再確認し、連帯保証人の必要性を判断した上で、貸付の案内及び申請書等の書類を渡す。(母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 33 ページ)

b 貸付の申請

母子福祉資金の貸付を受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書に所定の書類を添えて、その居住地を管轄する区の保健福祉課に提出して、市長に申請しなければならない。父子福祉資金の貸付及び寡婦福祉資金の貸付も同様である。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則第2条、第23条、第25条、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第27条第1項)

c 面接

相談から申請書等の受理までの間に、原則として、母又は父(寡婦等)、児童(子)、連帯保証人全ての来所面接を行う(母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 46 ページ)。

d 貸付の審査

貸付の申請があったときは、その資金種別が事業開始資金、事業継続資金、住宅資金及びその他福祉事務所長が必要と認める資金の場合は、原則として、関係職員により構成する貸付審査会を開催し、貸付の可否、金額、償還方法等必要な事項を決定する(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第28条第1項)。

e 貸付の決定

市長は、母子福祉資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を決定したときは母子福祉資金貸付決定通知書により、貸付をしないことを決定したときは母子福祉資金貸付不承認通知書により、申請者に通知する。父子福祉資金の貸付及び寡婦福祉資金の貸付についても同様である。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則第3条、第24条、第26条、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第28条第3項、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 47 ページ)

f 借用書の提出

母子福祉資金貸付金の貸付の決定通知を受けた者は、速やかに、母子福祉資金借用書等所定の書類を市長に提出しなければならない。父子福祉資金の貸付及び寡婦福祉資金の貸付についても同様である。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則第4条、第24条、第26条)

貸付決定通知書を送付した後、速やかに借主から借用書を提出させ、その有効性を確認する(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第31条第1項、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き51ページ)。

g 貸付金の交付

母子福祉資金貸付金は、母子福祉資金貸付決定通知書の交付を受けた者で、母子福祉資金借用書等所定の書類の提出の手続を完了したものに交付するものとする。父子福祉資金の貸付及び寡婦福祉資金の貸付についても同様である。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則第6条、第24条、第26条)

(イ) 償還事務の流れ

a 履行の請求

債権が発生し、又は広島市に帰属したときは、遅滞なく債務者に対し、履行を請求するための必要な手続をとらなければならない(広島市債権管理事務取扱規則第11条、広島市債権管理マニュアル6ページ)。

b 督促

その管理に属する債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に督促しなければならない。督促を行うときは、債務者の住所及び氏名又は名称、遅滞に係る金額、納入期限その他督促に関し必要な事項を明らかにした督促状を債務者に発しなければならない。督促状の指定すべき納入期限は、その発付の日から10日以内とする。(広島市債権管理事務取扱規則第12条、広島市債権管理マニュアル7ページ以下)

償還金の支払期日の翌日から起算して20日以内に償還金の納入がないときは、広島市債権管理事務取扱規則第12条各項の規定に基づき、発付の日から10日以内の納期限を付した督促状を発して督促するものとする。償還

金の全部又は一部について、納期限までの償還がない場合は、その翌月に督促状が出力されるので、当該納期限後 20 日以内に償還者に送付する。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 46 条第 1 項、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 61 ページ)

c 催告

督促の発付の日から 1 か月以上経過したにもかかわらず、償還金の納入がないときは、催告状により催告する。催告にもかかわらず、なお償還金の納入がないときは、その後も定期的な催告により償還を促すものとする。督促から 1 か月以上経過したにもかかわらず償還がない場合は、偶数月に催告状が出力されるので償還者に送付する。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 46 条第 2 項、第 3 項前段、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 61 ページ)

d 納付交渉

再々の催告にもかかわらず、依然として納入がない場合は、必要に応じて生活状況等の調査及び電話等による納入催告を行う（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 47 条、償還指導事務マニュアル 2 ページ以下）。

e 保証人に対する請求

保証人の保証がある債権について、保証人に対する履行を請求する場合は、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、当該履行を請求する理由、弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項を記載した納入通知書を保証人に送付しなければならない（広島市債権管理事務取扱規則第 13 条、広島市債権管理マニュアル 9 ページ以下）。

償還指導にもかかわらず、納入が 1 年以上ない貸付については、連帯保証人に対して請求通知を送付し、納入履行の督促を行う（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 48 条、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き 61 ページ）。

f 保全措置

その管理に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければならない（広島市債

権管理事務取扱規則第 17 条第 5 項)。

催告にもかかわらず、なお償還金の納入がないときは、その後も定期的な催告により償還を促す。また、必要に応じ債務承認に係る書類を徴する。(広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第 46 条第 3 項)

g 法的措置等

その管理に属する債権について、督促をしたのち相当の期間を経過しても、なお履行されないときは、原則として、地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により強制執行等を行うための必要な措置をとらなければならない(広島市債権管理事務取扱規則第 14 条第 1 項、広島市債権管理マニュアル 28 ページ以下)。

カ 実績(平成 23 年度から平成 27 年度まで)

貸付の実績

(単位:百万円)

区分		貸付金額	貸付件数
年度別	平成 23 年度	583	1,325
	平成 24 年度	604	1,307
	平成 25 年度	576	1,183
	平成 26 年度	541	1,136
	平成 27 年度	523	1,086
平成 27 年度の内訳	事業開始資金	-	-
	事業継続資金	-	-
	修学資金	397	697
	技能習得資金	10	18
	修業資金	8	18
	就職支度資金	-	-
	医療介護資金	0	1
	生活資金	15	29
	住宅資金	0	1
	転宅資金	6	25
	就学支度資金	83	296
	結婚資金	0	1

※ 監査人作成

平成２３年度から平成２７年度までの貸付の実績の推移をみると、貸付金額については、平成２３年度には約５億８，３００万円であったものが、平成２４年度には約６億４００万円へと増加したものの、その後、順次減少し、平成２７年度には約５億２，３００万円であった。また、貸付件数については、平成２３年度には１，３２５件であったものが、順次減少し、平成２７年度には１，０８６件であった。貸付金額及び貸付件数ともに減少傾向にある。

平成２７年度の貸付金の種類別の内訳をみると、貸付金の合計に対し、修学資金は、貸付金額の面では約７５．９パーセント、貸付件数の面でも約６４．１パーセントの割合を占めている。次いで、就学支度資金は、貸付金額の面では約１５．８パーセント、貸付件数の面では約２７．２パーセントの割合を占めている。その余の種類の貸付金が占める割合は僅少であり、中にはまったく貸付のなかったものもある。

償還の実績

(単位:百万円)

区分	年度	調定額	収入額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率 (%)
現 年 分	平成 23 年度	437	372	-	65	85.1
	平成 24 年度	452	381	-	71	84.4
	平成 25 年度	457	384	-	73	84.1
	平成 26 年度	488	416	-	72	85.3
	平成 27 年度	484	412	-	72	85.1
滞 納 繰 越 分	平成 23 年度	505	32	-	473	6.5
	平成 24 年度	542	34	-	508	6.3
	平成 25 年度	579	43	-	536	7.4
	平成 26 年度	609	45	-	564	7.4
	平成 27 年度	635	42	-	593	6.7
合 計	平成 23 年度	942	404	-	538	43.0
	平成 24 年度	994	415	-	579	41.8
	平成 25 年度	1,036	427	-	609	41.3
	平成 26 年度	1,097	461	-	636	42.1
	平成 27 年度	1,119	454	-	665	40.6

※ 監査人作成

平成２３年度から平成２７年度までの現年分の推移をみると、調定額について

は、平成２３年度には約４億３，７００万円であったものが、平成２７年度には約４億８，４００万円へと順次増加し、収入額についても、平成２３年度には約３億７，２００万円であったものが、平成２７年度には約４億１，２００万円へと順次増加しており、いずれも増加の傾向にある。しかしながら、現年分の収納率をみると、平成２３年度には約８５．１パーセントであったものが、ほぼこの水準で平成２７年度まで推移している。以上からすると、償還が開始される年度から約１５パーセントの収入未済が発生しており、しかも現年分の収納率の改善が見受けられない。

平成２３年度から平成２７年度までの滞納繰越分の推移をみると、調定額については、平成２３年度には約５億５００万円であったものが、平成２７年度には約６億３，５００万円へと順次増加し、収入額については、平成２３年度には約３，２００万円であったものが、平成２６年度には約４，５００万円へと順次増加し、平成２７年度には約４，２００万円へとやや減少したが、概ねいずれも増加の傾向にある。しかしながら、滞納繰越分の収納率をみると、平成２３年度には約６．５パーセントであったものが、ほぼこの水準で平成２７年度まで推移している。以上からすると、滞納繰越分についてはほとんど回収できておらず、しかも滞納繰越分の収納率の改善も見受けられない。

(2) 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続

ア 具体的な着眼点（監査の視点）

- (ア) 貸付を実行するに当たって、広島市（各区役所厚生部保健福祉課）による与信調査や人的担保の確保等が、法令や要領、手引きやマニュアル等に定められたルールに基づいて実施されているか。
- (イ) 相談、貸付の決定、債権の管理等、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業の主要な部分については、各区役所厚生部保健福祉課が窓口となっていることから、各区役所厚生部保健福祉課において統一的なルールに準拠した事務が執行されているか。
- (ウ) 貸付金の管理が法令等に準拠して行われているか。
- (エ) 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金が、広島市と母子等との間での金銭消費貸借契約に基づく私法上の債権であることから、借用書に、延滞金の計算方法や、期限の利益喪失条項、さらには繰上償還についての要件や充当順序などの重要事項について、合理性・公正性のある定めが設けられているか。
- (オ) 貸付金の回収について、広島市債権管理マニュアルや、償還指導事務マニュアルなどの内規に従った事務が執行されているか。

- (カ) 私債権である貸付金の管理や回収について、他部署との情報共有や事務手続の連携はどのように行われているか。
- (キ) 貸付金の消滅時効を回避するための措置はどのようになされているか。
- (ク) 貸付金の徴収事務及び徴収手続について、本庁と各区役所厚生部保健福祉課において適切な役割分担がなされ、効率的に実施されているか。
- (ケ) 貸付金について、法定又は約定の遅延利息を徴収する規定の有無及び徴収手続の公平性が実施されているか。
- (コ) 債務名義の取得及び執行手続につき、どのようなルールで実施しているか。
- (サ) 債権放棄や不納欠損処分の実績があるか、また、実績があるとして、その手続は適法になされているか。

等の視点に基づき、監査を実施した。

イ 監査手続

こども未来局こども・家庭支援課に対し、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の事業概要についての説明と関係資料の提出を求め、質問した後、中区役所厚生部保健福祉課、東区役所厚生部保健福祉課、南区役所厚生部保健福祉課、西区役所厚生部保健福祉課、安佐南区役所厚生部保健福祉課、安佐北区役所厚生部保健福祉課、安芸区役所厚生部保健福祉課、佐伯区役所厚生部保健福祉課において、無作為抽出した修学資金貸付案件の一件記録を中心として、① 母子・父子・寡婦福祉資金窓口聞き取り票、② 世帯の収入や費用等を明らかにするための事前確認表、③ 連帯保証人を立てられない場合の事前確認票、④ 償還額計算表、⑤ 貸付決定通知書、⑥ 借用書、⑦ 振替依頼書、⑧ 償還計画表などの記録を閲覧しながら質問し、関係書類の提出を求めた。

(3) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」と「監査の意見」の記載の順序については、本来であれば「監査の結果（指摘事項）」を記載した後に「監査の意見」を記載するところであるが、理解の便宜のため、事務の流れの順序に従って記載している。

ア 貸付の相談・指導について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、母子福祉資金等の貸付を受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書等に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならないと定め（規則第2条、第23条、第25条）、市長は、母子福祉資金貸付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、貸付を決定したときは母子福祉資金貸付決定通知書等により、貸付をしないことを決定したときは母子福祉資金貸付不承認通知書等により、申請者に通知するものとする（規則第3条、第24条、第26条）、貸付の申請は、貸付の決定の前提要件であり、これを前提として貸付の手続が開始されることを明らかにしている。

しかしながら、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、対象者から貸付の相談を受けたら、貸付が必要な理由、生活状況、必要とする貸付金額等を詳しく聴取（「母子・父子・寡婦福祉資金窓口聞き取り票」（様式18）に記載）し、貸付資格、貸付要件、償還方法（一回の償還額を提示。「償還額計算表」（様式22）により算出のこと）等貸付制度の理解を求め、貸付の対象になると判断される場合は、必要な要件を全て満たすことを再確認し、連帯保証人の必要性を判断した上で、貸付の案内及び申請書等の書類を渡すものと定め（手引き33ページ）、貸付の申請の前に、対象者からの貸付の相談を受け、対象者を指導することとしている。

ところで、平成23年度広島市定期監査において、「各区役所厚生部保健福祉課（以下「区保健福祉課」という。）においては、母子・寡婦福祉資金の貸付に際して、将来の償還計画を示して、借主の世帯総収入及び必要生活費から見た償還能力を踏まえ、十分な指導を行うべきところ、こうした事務は行われていなかった。また、借主が十分な償還能力を有していないと思われる場合において、連帯保証人が付されていない事例が見受けられた。さらに、貸付の決定に当たっては、決裁文書に「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」や「母子・寡婦福祉資金貸付調査書」を添付しているものの、借主の償還能力や連帯保証人の保証能力などに関し、貸付決定に至った経緯や判定上の根拠等が十分に示されていなかった。平成22年度末現在における母子・寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は約5億1千万円で、収入済額を調定額で除して算出した償還率は、44.4パーセント（現年分

84. 9%、滞納繰越分6. 6%)となっており、貸付金の円滑な回収の観点から、貸付事務の改善が必要であると考え。そのため、区保健福祉課は、母子・寡婦福祉資金貸付に当たって、償還計画を示して償還指導を十分に行うとともに、貸付決定に係る決裁文書には、貸付決定に至った経緯や判定上の根拠を明らかにすることが必要である。特に、貸付総額が高額になる修学資金の貸付に当たっては、①借主に対して償還計画に基づく償還額やその償還能力について十分に認識させた上で、また、②連帯保証人を立てる場合にあっては、その保証能力について必要な審査をした上で、貸付を行うことが必要である。また、こども未来局こども・家庭支援課は、区保健福祉課に対し、借主の世帯総収入及び必要生活費から見た償還能力についての統一的な考え方を示すなど、「母子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き」について所要の改訂を行い、母子・寡婦福祉資金の貸付事務がより適切に行われるよう、改善策を講じられたい。」との監査の意見が提出されている。

以上の監査の意見を受けて、こども未来局こども・家庭支援課は、「こども未来局こども・家庭支援課では、平成25年4月に、母子・寡婦福祉資金の貸付け及び償還事務の円滑かつ適正な運営を図るため、新たに「広島市母子及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領」（以下「要領」という。）を制定するとともに、これまでの「母子・寡婦福祉資金事務処理の手引き」（以下「手引き」という。）を改訂し、必要な様式等についても整備を行った。これら規定等の整備により、区保健福祉課では、母子・寡婦福祉資金の貸付けの際に、将来の償還計画を示した上で、申請者（借主となる者）の償還能力を踏まえた十分な指導を行うこととするなど、貸付事務等の改善を行った。」、進んで、貸付の相談・指導については、「資金の貸付けについて相談があったときには、借主となる者の氏名、住所、職業、家族等の状況、生活状況（収入・支出、住居の状況等）、貸付けを受ける資金の種類、貸付けを必要とする理由、連帯保証人の有無について聴取し、新たに整備した「母子・寡婦福祉資金窓口聞き取り票」に記録することとした。資金の貸付けについての相談の際に、借主となる者に対して、貸付資格及び要件等の貸付制度の説明を行うことにより、この制度についての理解を求めるというこれまでの取組に加え、貸付けを受けようとする金額及び償還回数に基づいた償還計画（「償還額計算表」）を作成した上で、これを提示することとした。そして、1回当たりの償還額等を提示しつつ、借主となる者の世帯総収入及び必要生活費から見て償還可能かどうかについて、十分な指導を行い、償還に対する自覚を求めることとした。」との対応結果を通知している。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きが、貸付の申請の前に、対

象者からの貸付の相談を受け、指導すると定めているのは、以上の経緯によるものである。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、償還額計算表は、これを作成している区役所厚生部保健福祉課と作成していない区役所厚生部保健福祉課があり、また作成している区役所厚生部保健福祉課においても、貸付の相談・指導の段階ではなく、借用書の提出の直前の段階で作成している事例が見受けられるなど、貸付の相談・指導の段階での、償還額計算表の作成と、これに基づく将来の償還計画を示しての償還指導は徹底されていなかった。

【監査の結果（指摘事項）】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、対象者から貸付の相談を受けたら、貸付が必要な理由、生活状況、必要とする貸付金額等を詳しく聴取し、貸付資格・要件、償還方法等貸付制度の理解を求めるとし、償還方法については、償還額計算表を作成し、一回の償還額を提示して理解を求めると定めている（手引き 33 ページ）ところ、償還額計算表は、これを作成している区役所厚生部保健福祉課と作成していない区役所厚生部保健福祉課があり、また作成している区役所厚生部保健福祉課においても、貸付の相談・指導の段階ではなく、借用書の提出の直前の段階で作成している事例が見受けられるなど、貸付の相談・指導の段階での、償還額計算表の作成と、これに基づく将来の償還計画を示しての償還指導は徹底されていなかった。

平成 23 年度広島市定期監査において、「将来の償還計画を示して、借主の世帯総収入及び必要生活費から見た償還能力を踏まえ、十分な指導を行うべき」、「特に、貸付総額が高額になる修学資金の貸付に当たっては、①借主に対して償還計画に基づく償還額やその償還能力について十分に認識させた上で」貸付を行うことが必要であるとの監査の意見が提出され、これを受けて、申請書が提出される前に、対象者からの貸付の相談を受け、対象者を指導することが定められたこと、償還額計算表に基づく貸付の相談・指導は、償還期間及び毎月の償還金額を具体的な数値をもって提示し、償還能力を判断するほか、対象者に返済義務を負うことの適否を検討させる、毎月の収支を認識させることによって償還に対する自覚を促すという重要な役割があることからすると、貸付の相談・指導の段階での、償還額計算表の作成と、これに基づく将来の償還計画を示しての償還指導が徹底されていなかったことは重大であり、手引き違反を是正すべきである。

イ 面接について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、市長は、母子福祉資金貸付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、貸付を決定したときは母子福祉資金貸付決定通知書等により、貸付をしないことを決定したときは母子福祉資金貸付不承認通知書等により、申請者に通知するものと定めている（規則第3条、第24条、第26条）。

しかしながら、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、貸付の申請を受け付ける前の面接、貸付の申請を受け付けた後の貸付審査会（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第28条）での審査（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金及びその他福祉事務所長が必要と認める資金の場合は、原則として必須）を経て、貸付の承認又は不承認を決定するものとし、この面接については、相談から申請書等の受理までの間に、母又は父（寡婦等）、児童（子）及び連帯保証人の全てと行い（ただし、貸付金の対象が児童（子）でないときは、児童（子）との面接は不要）、特に児童（子）及び連帯保証人に対しては償還に関する説明を十分に行うこととし、また面接の方法については、来所面接を必要とするが、児童（子）の通学中や連帯保証人の居住地が遠方である等でどうしても来所が困難な場合は、電話での面接も可能とする（ただし、児童（子）については極力来所を求める。）と定めている（手引き46ページ）。

アで前述した、平成23年度広島市定期監査において提出された監査の意見を受けて、貸付申請の受付前の面接については、「資金の貸付相談から申請までの間に、申請者、連帯借主となる子（修学資金等の子に係る資金の貸付けの場合に限る。）、連帯保証人の全ての者に対して面接（来所面接を原則とするが、来所が困難な場合は電話による。）を行うこととした。特に、連帯借主となる子及び連帯保証人に対しては、事前に償還に関する説明を十分に行うこととした。」との対応結果を通知しており、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きが、申請書等の受理までの間に、原則として、母又は父（寡婦等）、児童（子）及び連帯保証人の全てとの間で来所面接を行うと定めているのは、以上の経緯によるものである。

なお、平成15年7月29日に改正された金融庁事務ガイドライン第一分冊の「1-6-3」は、面談の記録化と説明責任について定め、金融機関が貸付を行う場合には、この金融庁事務ガイドラインに従い、借主や保証人と面談した上で、面談を記録化するとともに、十分な説明を行うこととされている。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、連帯借主となる子について

は、県外の大学等へ進学した場合等で来庁が難しいケースの場合には、来所面接も、電話による面接も行っていないという事例が多数見受けられ、連帯保証人については、電話による面接を原則とし、来所面接を要しないとする運用が見受けられるなど、申請書等の受理までの間に原則として行うこととされている連帯借主となる子及び連帯保証人に対する来所面接は徹底されていなかった。

【監査の結果（指摘事項）】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、貸付の申請を受け付ける前の面接、貸付の申請を受け付けた後の貸付審査会での審査を経て、貸付の承認又は不承認を決定するものとし、この面接については、申請書等の受理までの間に、原則として、申請者、連帯借主となる子及び連帯保証人の全ての者との間で来所面接を行うと定めている（手引き４６ページ）ところ、連帯借主となる子については、県外の大学等へ進学した場合等で来庁が難しいケースの場合には、来所面接も、電話による面接も行っていないという事例が多数見受けられ、連帯保証人については、電話による面接を原則とし、来所面接を要しないとする運用が見受けられるなど、申請書等の受理までの間に原則として行うこととされている連帯借主となる子及び連帯保証人に対する来所面接は徹底されていなかった。

申請書等の受理までの間に、連帯借主となる子及び連帯保証人との間で来所面接を行い、これらの者に対し、事前に償還に関する説明を十分に行い、自らが債務を負担することを自覚させ、将来の償還への意識付けを行うことは重要であるから、手引き違反を是正すべきである。

ウ 保証人の徴求について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。）、母子就学支度資金、父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金（配偶者のない男子が扶養している児童に係るものに限る。）、父子就学支度資金、寡婦修学資金、寡婦修業資金及び寡婦就学支度資金の貸付金は無利子とし、その他の母子福祉資金貸付金、その他の父子福祉資金貸付金及びその他の寡婦福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年１．５パーセントとすると定めている（施行令第８条第４項、第３１条の６第４項、第３７条第４項）。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。）、母子就学支度資金、父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金（配偶者のない男子が扶養している児童に係るものに限る。）、父子就学支度資金、寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金は、保証人を立てなければならないと定めている（施行令第９条第１項、第３１条の７、第３８条）。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発出に係る、平成２１年５月２９日付け事務連絡「母子寡婦福祉資金貸付金及び高等職業訓練促進給付金の拡充等について」の「イ 母子寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人について、以下のとおり改正する。」の項では、「事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金」については、「年１．５％の利子を課す場合は、連帯保証人を不要とする。」との記載があり、「修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）及び就学支度資金」については、「子が貸付けを受ける場合には、現行どおり、親等を連帯保証人に立てなければならないが、親が貸付けを受ける場合（子が連帯借受人となる）には、連帯保証人は不要とする。」との記載がある。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、
(7) 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付を行う場合において、申請者が申請者の収入要件等を定める要領第８条の規定により貸付の対象外とならず単独で償還が可能と判断される場合であっても、原則として連帯保証人の設定を求めるものとし、ただし当該連帯保証人の設定は必ずしも必須とはしないものとする。なお児童等が借主となる場合は法定代理人の同意並びに母又は父等の連帯保証人の設定を必要とする

(イ) (ア) で規定する資金以外の貸付の場合においても、原則として申請者全てに連帯保証人の設定を求めるものとし、ただし申請時点で申請者に定期的な稼働収入がある等、償還開始直後から確実に返済が可能と見込まれ、有利子貸付による負担増について理解が得られる場合は、連帯保証人の設定がなくても貸付ができるものとする

と定めている（要領第9条第1項、第3項）。

また、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金については、原則、2人の連帯保証人を立てるものとする（要領第12条第2項）。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、以上を受けて、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の申請に当たり、原則として連帯保証人を1名立てる必要があると定める一方で、

(ウ) 申請者が生活保護受給者の場合は、連帯保証人が必要であるが、修学資金等連帯借主の付く資金については(オ) の取扱いとし、

(エ) 年間の収入額が市町村民税（事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金にあつては所得税）の課税されない額以下である場合は、連帯保証人が必要とし、

(オ) 修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童対象分）を貸し付ける場合は、原則として連帯保証人が必要であるが、連帯保証人を立てられない場合は、母や父の就労状況や収支状況等の申立て及び児童（子）の償還に対する意思について誓約書（「事前確認票（子に係る資金）」（様式19-2）記載等）を提出させ、総合的に判断し償還能力があると認められれば連帯保証人なしで貸し付けて差支えないものとするが、① 申請者（借主）及び対象児童（連帯借主）が他の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借主又は連帯保証人となっている場合で、その借主又は連帯保証人となっている資金の未償還金額（滞納分を含む。）の合計と、申請しようとする貸付金との合計額（連帯借主ごと）が、申請時点において300万円を超える場合又は② 父母のない児童が申請する場合は、連帯保証人を設定するものとし、

(カ) (オ) 以外の資金を貸し付ける場合は、原則として連帯保証人が必要であるが、申請時点で申請者（借主）に定期的な稼働収入がある等償還開始直後から確実に返済が可能と判断される場合は、年1.5パーセントの利子を課した上で連帯保証人を立てなくてもよいこととし（ただし、この場合であっても、利子が課されることを理由に、極力連帯保証人を立てるよう説明し、結果として立てられない場合は、「事前確認票（子に係る資金以外）」（様式20）により償還能力を判断するものとする。）、

(キ) その他、連帯保証人がいないと確実な償還が見込めないと判断される借主に対して貸し付ける場合は、連帯保証人を立てる必要がある
と、相当に複雑な規定を定めている（手引き 6 ページ以下）。

アで前述した、平成 23 年度広島市定期監査において提出された監査の意見を受けて、申請書等の交付、連帯保証人の確保等については、「貸付けに必要な要件を満たし、貸付けの対象となると考えられる場合にあっては、連帯保証人の有無を確認した上で、貸付けの案内及び申請書等を交付していたところ、連帯保証人について、次のとおり取り扱うこととした。(ア) 資金の貸付けに当たっては、貸付けを受ける資金の種類を問わず、原則として、申請者に連帯保証人の確保を求めるとともに、連帯保証人の保証能力を新たに整備した審査基準（「連帯保証人の要件及び保証能力」）により確認することとした。(イ) 申請者が連帯保証人を確保できない場合のため、申請者の就労や世帯の収支状況等の詳細（修学資金等の子に係る資金の貸付けにあっては、連帯借主となる子の返済意思を含む。）を申告させるための様式（「事前確認票」）を新たに整備し、その提出を求めることにより、申請者の償還能力や連帯借主となる子の返済意思について確認することとした。」との対応結果を通知しているが、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領及び母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きが、貸付を受ける資金の種類を問わず、原則として、申請者に連帯保証人の確保を求めつつ、相当に複雑な規定を定めているのは、以上の経緯によるものである。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、個別の事案においては、連帯保証人を立てられない事案において、母や父の就労状況や収支状況等の申立て及び児童（子）の償還に対する意思について誓約書の提出がないにもかかわらず、連帯保証人なしで貸し付けている事例が見受けられ、また全区役所の厚生部保健福祉課を俯瞰すると、連帯保証人が立てられている割合が 1 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあれば、その割合が 9 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあり、その余の区役所厚生部保健福祉課においても、連帯保証人が立てられている割合は様々であった。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、原則として、連帯保証人の設定を求めるものと定め（要領第 9 条第 1 項、第 3 項）、これを受けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、原則として連帯保証人を 1 名立てる必要があると定める一方で、連帯保証人の徴求について、連帯保

証人が立てられない場合について相当に複雑な規定を定めている（手引き 6 ページ以下）ところ、連帯保証人を立てられない事案において、母や父の就労状況や収支状況等の申立て及び児童（子）の償還に対する意思について誓約書の提出がないにもかかわらず、連帯保証人なしで貸し付けている事例が見受けられ、なお全区役所の厚生部保健福祉課を俯瞰すると、連帯保証人が立てられている割合が 1 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあれば、その割合が 9 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあり、その余の区役所厚生部保健福祉課においても、連帯保証人が立てられている割合は様々であった。

平成 27 年度における母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は約 6 億 6,500 万円であり、その収納率は約 40.6 パーセントであるところ、主たる債務者と連帯して、もし主たる債務者が債務を履行しないときには、主たる債務者に代わってその債務を履行する旨の債務を負担する連帯保証人が果たす人的担保の機能は、物的担保を徴求しない母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の円滑な回収の観点から極めて重要である。

また、連帯保証人が立てられている割合が 1 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあれば、その割合が 9 割程度の区役所厚生部保健福祉課もあり、その余の区役所厚生部保健福祉課においても、連帯保証人が立てられている割合は様々であったことは、保証人の徴求について統一的な事務が執行されていないことを優に推認させるが、平成 23 年度広島市定期監査において提出された監査の意見を受けた対応結果の中で、「今後も、継続的に、貸付事務の担当者等を対象とした統一的な事務処理等についての研修を実施することとしている。また、毎月開催されている児童福祉係長会議の場においても、貸付け時の相談対応や償還指導等について、統一的な取扱いとなるよう、情報交換を密にすることとしている。」と述べられているとおり、保証人の徴求についても統一的な事務が執行されるべきであり、行政サービスを受ける側に立っても、いずれの区役所厚生部保健福祉課においても同じ取扱いがされるべきであることはいうまでもない。

これらの点からして、全ての区役所厚生部保健福祉課において、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領及び母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きが原則として連帯保証人の設定を求めるルールを徹底した事務を執行すべきである。

エ 申請者の収入要件等（租税の支払を現に滞納している者）について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度及び他制度の貸付金の償還、租税又は公共料金の支払を現に滞納している者については、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の円滑な運用及び債権の保全が損なわれる等の支障が予想されるので、原則として貸付の対象外として取り扱うものとし、ただし申請する資金の種類が修学資金等連帯借主の加わる資金でその連帯借主に償還が見込める場合やその他特別な事情がある場合はこの限りでないと定めている（要領第8条第4項）。

これを受けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金や他の貸付金、公共料金、税金等を滞納している者は、原則として貸付の対象外として取り扱うこととし、ただし申請する資金種類が連帯借主を要するもので、その連帯借主に確実な償還が見込める場合は、この限りではないとし、ただ、その際には原則として連帯保証人を付すことを条件とすると定めている（手引き9ページ）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、租税の支払の滞納の有無については、滞納管理システムで確認することは可能であるが、担当職員がこれにアクセスすることに支障があるため、申請者からの申告に基づいて租税の支払の滞納の有無について調査しており、租税の支払の滞納はないと申告された場合には、この滞納がないものとして取り扱っていた。

【監査の意見】

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、租税の支払を現に滞納している者については、原則として貸付の対象外として取り扱うものとし、ただし申請する資金の種類が修学資金等連帯借主の加わる資金でその連帯借主に償還が見込める場合やその他特別な事情がある場合はこの限りでないと定めている（要領第8条第4項）ところ、租税の支払の滞納の有無については、滞納管理システムで確認することは可能であるが、担当職員がこれにアクセスすることに支障があるため、申請者からの申告に基づいて租税の支払の滞納の有無について調査しており、租税の支払の滞納はないと申告された場合には、この滞納がないものとして取り扱っていた。

租税の支払を現に滞納している者について、原則として貸付の対象外として取り扱う趣旨は、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の円滑な運用及び債権の保全を図ることにあるが、加えて、現に租税の支払に滞納がある者に対

して、さらなる債務を負わせて生活がさらに困窮することのないようにする福祉的配慮も必要であるから、租税の支払の滞納の有無については厳格に調査すべきところ、貸付を希望する対象者に対し、租税の支払の滞納があるという貸付が難しくなる方向に働く事実を正しく申告することは期待できないから、申請者から納税証明書を提出させ、これに基づいて租税の支払の滞納の有無について調査されたい。

オ 申請者の収入要件等（広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の貸付金の償還を現に滞納している者）について

エで前述したとおり、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度及び他制度の貸付金の償還、租税又は公共料金の支払を現に滞納している者については、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の円滑な運用及び債権の保全が損なわれる等の支障が予想されるので、原則として貸付の対象外として取り扱うものとし、ただし申請する資金の種類が修学資金等連帯借主の加わる資金でその連帯借主に償還が見込める場合やその他特別な事情がある場合はこの限りでないと定めている（要領第8条第4項）。

これを受けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金や他の貸付金、公共料金、税金等を滞納している者は、原則として貸付の対象外として取り扱うこととし、ただし申請する資金種類が連帯借主を要するもので、その連帯借主に確実な償還が見込める場合は、この限りではないとし、ただ、その際、原則として連帯保証人を付すことを条件とするとし、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金に滞納があるときは、過去1年以上分割納付を継続している場合に限り、連帯保証人を立てることを条件として、貸付の対象とすると定めている（手引き9ページ）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金制度の貸付金の償還の滞納の有無については、福祉情報システムにより調査しているが、滞納がある場合であっても、過去1年以上分割納付を継続しているかどうかについては確認しないまま、連帯保証人を立てずに貸付の対象としている事例が見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金を滞納している者は、原則として貸付の対象外として取り扱うこととし、ただし申請する資金種類が連帯借主を要するもので、その連帯借主に確実な償還が見込める場合は、この限りではないとし、ただその際には原則として連帯保証人を付すことを条件とすると定め、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金に滞納があるときについては、過去1年以上分割納付を継続している場合に限り、連帯保証人を立てることを条件として、貸付の対象とすると定めている（手引き9ページ）ところ、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

金制度の貸付金の償還の滞納の有無については、福祉情報システムにより調査しているが、滞納がある場合であっても、過去1年以上分割納付を継続しているかどうかについては確認しないまま、連帯保証人を立てずに貸付の対象としている事例が見受けられた。

貸付金の償還を現に滞納している者について、原則として貸付の対象外として取り扱う趣旨は、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の円滑な運用及び債権の保全を図ることにあるが、加えて、現に貸付金の償還に滞納がある者に対して、さらなる債務を負わせて生活がさらに困窮することのないようにする福祉的配慮も必要であるから、手引き違反を是正すべきである。

カ 日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、当該奨学金の貸与月額と広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸し付けることができると定めている（要領第14条第3号）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、申請者からの申告に基づいて、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けているかどうか、受けている場合にはその貸与月額はいくらかについて調査しており、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていないと申告された場合には、受けていないものとして取り扱われていた。

【監査の意見】

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、当該奨学金の貸与月額と広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸し付けることができると定めている（要領第14条第3号）ところ、申請者からの申告に基づいて、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けているかどうか、受けている場合にはその貸与月額はいくらかについて調査しており、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていないと申告された場合には、受けていないものとして取り扱われていた。

日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、当該奨学金の貸与月額と広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸し付けることができると定める趣旨は、学校の種別や通学方法などによって、就学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等に充てる資金の貸付限度額を細分化して、厳に必要な限度の貸付を行うことによって、過大な債務を負わせて生活が困窮することのないようにする福祉的配慮にあり、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けているかどうか、受けている場合にはその貸与月額はいくらかについては厳格に調査することが望ましいが、貸付を希望する申請者に対し、貸付が難しくなる方向に働く事実を正しく申告することは期待できない。

そこで、申請者から承諾書を徴求した上で、日本学生支援機構に対し奨学金の貸与の有無、貸与を受けている場合にはその貸与月額を照会されたい。また、日本学生支援機構に対する照会が事実上困難な場合には、少なくとも、申請者に対

し、後日、日本学生支援機構からの奨学金の貸与が明らかになった場合には、修学資金の返還を約する旨の誓約書を徴求されたい。

キ 修学資金の貸付について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、母子福祉資金の母子修学資金の貸付を受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書に、① 貸付を受けようとする者が日本国籍を有する場合にあつては、その者の戸籍の謄本又は抄本、② 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童であることを証する書類、③ 保証人が広島市の区域内に住所を有しない場合にあつては、その者の住民票の写し④ 在学証明書及び⑤ その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならないと定め（規則第2条第1項）、市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を決定したときは母子福祉資金貸付決定通知書により、貸付をしないことを決定したときは母子福祉資金貸付不承認通知書により、申請者に通知すると定めている（規則第3条）。父子福祉資金の父子修学資金及び寡婦福祉資金の寡婦修学資金についても同様である（規則第23条第1項、第24条、第25条第1項、第26条）。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発出に係る、平成27年6月29日付け事務連絡「母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について」には、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いします。」との記載がある。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、大学に進学するに際し、合格発表直後に入学金や授業料を納付しなければならなかったため、民間の金融機関から資金を借り入れてこれらを納付し、入学してから在学証明書を取得して修学資金の貸付を申請している事例が見受けられた。

【監査の意見】

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、修学資金の貸付を受けようとする者は、申請書に「在学証明書」ほかの書類を添えて市長に申請しなけれ

ばならないと定めている（規則第2条第1項、第23条第1項、第25条第1項）ところ、大学に進学するに際し、合格発表直後に入学金や授業料を納付しなければならなかったため、民間の金融機関から資金を借り入れてこれらを納付し、入学してから在学証明書を取得して修学資金の貸付を申請している事例が見受けられた。

「在学証明書」ほかの書類が添付された申請に基づき、その内容を審査し貸付を決定するのは規則の定めるところに準拠した事務の執行であるが、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いします。」との厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発出に係る事務連絡を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課においては、願書の提出段階から、資金計画を含む貸付の相談を受け付け、あるいは事前の審査を受け付けるなどの対応をとられたい。

ク 借用書について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、母子福祉資金貸付金の貸付の決定通知を受けた者が母子・父子福祉団体以外の者であるときは、速やかに、保証人及び連帯債務を負担する借主がある場合には連帯債務を負担する借主の連署した母子福祉資金借用書並びに本人（１５歳未満の者を除く。）及び保証人の印鑑証明書を市長に提出しなければならないと定める（規則第４条柱書、第１号）。父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付の決定通知を受けた者も同様である（規則第２４条、第２６条）。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、貸付決定通知書を送付した後、速やかに、借主から借用書を提出させ、その有効性を確認するものと定めている（要領第３１条第１項）。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、貸付資金ごとに借用書とともに借主及び連帯保証人の印鑑証明書を速やかに提出させ、その有効性を確認し、借用書等は、償還金（違約金を含む。）完済時まで一括保管を行うと定めている（手引き５１ページ）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、借用書については、国が定めた様式のものが使用されていたが、期限の利益喪失についての合意の定めがなく、また各区役所厚生部保健福祉課において保管されていたが、借主、連帯借主及び連帯保証人にその写しを交付していなかった。

【監査の意見】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、貸付資金ごとに借用書とともに借主及び連帯保証人の印鑑証明書を速やかに提出させ、その有効性を確認し、借用書等は、償還金（違約金を含む。）完済時まで一括保管を行うと定めている（手引き５１ページ）ところ、借用書については、国が定めた様式のものが使用されていたが、期限の利益喪失についての合意の定めがなく、また各区役所厚生部保健福祉課において保管されていたが、借主、連帯借主及び連帯保証人にその写しを交付していなかった。

期限の利益喪失条項の定めについては、確かに、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、母子福祉資金貸付金等の貸付を受けた者が償還金の支払を怠った場合等には、当該母子福祉資金貸付金等の貸付を受けた者に対し、母子福祉資金貸付金等の全部又は一部につき一時償還を請求することができると定めている（施行令第１６条、第３１条の７、第３８条）が、母子福祉資金貸付金等の貸付を受

けた者に対し償還金の支払を怠った場合等には母子福祉資金貸付金等の全部又は一部につき一時償還を請求されることがあることを十分に認識させた上で借用書を提出させることが、確実な償還を期する観点から重要であるから、借用書に期限の利益喪失条項を定められたい。

また、借主、連帯借主及び連帯保証人に対する借用書の写しの交付については、金銭消費貸借契約・保証契約の内容を、書面をもって確認させることが、確実な償還や確実な保証債務の履行を期する観点から重要であるから、借主、連帯借主及び連帯保証人に借用書の写しを交付されたい。

ケ 償還口座の設定について

償還指導事務マニュアルは、

(7) 一時資金（転宅など）

- a 償還は、原則口座振替によることとし、口座振替の設定が必要である旨を説明の上、申請時に申請書と併せて「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」を渡す。
- b 申請書提出時、金融機関へ提出した「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控えを持参させ、写しをとる。
- c 申請書提出時に「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控えの提示がなかった場合、貸付決定後の借用書提出時には、必ず提示するよう指導する。「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控えの提示がなければ、原則支払ができない旨を説明する。提示がない場合、こども未来局こども・家庭支援課に連絡する。こども・家庭支援課は、本人控えの提示がないものについて、原則、支払を差し止める（銀行戻入）。どうしても口座振替が困難な場合は、その理由（「口座振替できない場合の申立書」（様式29））を確認し、やむを得ないと判断される場合は、提示があったものとみなして取り扱う。

(イ) 継続資金（就学支度資金を含む。）

- a 最終学年の継続申請書送付時、「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」を同封する。（継続貸付申請者対象リストから、貸付期間の最終年にかかるものについて、「継続貸付最終年の人へ」（様式30）、「口座振替のご案内」及び「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」を併せて同封する。）
- b 継続申請書提出時、金融機関へ提出した「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控えを持参させ、写しをとる。「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控えの提示がなければ、原則、継続貸付決定をすることができない旨を説明する。提示がない場合、継続申請書、在学証明書等の提出があっても、原則、継続決定入力を行わない。どうしても口座振替が困難な場合は、その理由（「口座振替できない場合の申立書」（様式29））を確認し、やむを得ないと判断される場合は、提示があったものとみなして取り扱う。

と定めている（マニュアル1ページ）。

なお、福岡市においては、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の償還率の向上を図るため、償還金の納付は口座振替とし、納付書払いの者は積極的に口座

振替に切り替えるなど、口座振替の徹底（原則化）を図っている。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、継続申請書提出時、金融機関へ提出した「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控への提示がなかったが、「口座振替できない場合の申立書」を確認しないまま、支払をしている事例が多数見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

償還指導事務マニュアルは、継続資金（就学支度資金を含む。）について、継続申請書提出時、金融機関へ提出した「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控への提示がなければ、原則として継続貸付決定をすることができないとし、どうしても口座振替が困難な場合は、「口座振替できない場合の申立書」を確認し、やむを得ないと判断される場合は、提示があったものとみなして取り扱うものと定めている（マニュアル1ページ）ところ、金融機関へ提出した「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控への提示がなかったが、「口座振替できない場合の申立書」の提出を受けず、これを確認しないまま、支払をしている事例が多数見受けられた。

口座振替による母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の償還は、その償還率を高めるための有力な手段であると考えられ、「広島市母子・父子・寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書」の本人控への提示がなければ、原則、支払ができないこととしているのは、口座振替による償還を促進するためであるから、マニュアル違反を是正すべきである。

コ 償還金の支払猶予について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、① 災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき（ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。）又は② 修学資金又は就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付により修学又は入学をした者が、中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は修業資金の貸付により知識技能を習得しているときは、福祉資金貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる（施行令第19条第1項、第31条の7、第38条）。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、償還金の支払猶予を受けようとする者は、在学証明書等所定の書類を添付した母子福祉資金償還金支払猶予申請書等により市長に申請しなければならないと定め、市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を決定したときは母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書等により、支払猶予をしないことと決定したときは母子福祉資金償還金支払猶予不承認通知書等により当該申請者に通知するものとする（規則第17条）。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、支払猶予の申し出があった場合でも、例えば修学中であれば、まずは在学期間中の償還月額を減額（償還期間の延長）することで対応できないか借主と話し合うこと、支払猶予を適用すると、猶予後の1回の償還金額が高くなり違約金が付きやすくなるため、特に支払猶予を重ねる場合は、借主と償還計画についてよく話し合うなど、慎重に対応することと定めている（手引き68ページ以下）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、高等学校での修学資金の貸付を受けた者から、大学進学に伴い、高等学校での修学資金の償還金の一時的な支払猶予を求められたが、在学期間中の償還月額を減額（償還期間の延長）することで対応できないか借主と話し合うことなく、一時的な支払猶予を認める事例が多数見受けられた。

【監査の意見】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、支払猶予の申し出があった場合でも、例えば修学中であれば、まずは在学期間中の償還月額を減額（償

還期間の延長) することで対応できないか借主と話し合うなど、慎重に対応することと定めている(手引き68ページ以下)ところ、高等学校での修学資金の貸付を受けた者から、大学進学に伴い、高等学校での修学資金の償還金の一時的な支払猶予を求められたが、在学期間中の償還月額を減額(償還期間の延長)することで対応できないか借主と話し合うことなく、一時的な支払猶予を認める事例が多数見受けられた。

個別に収支状況を把握した上で判断することなく、償還金の支払猶予を認めるということになれば、支払猶予の期間中は支出が減り、家計が一時的に楽になるという効果がある反面、支払猶予後の1回当たりの償還額が高額となり、償還できない場合には、違約金の負担も出てくることから、手引きに定めたところに従った事務を執行されたい。

サ 相続人調査について

各区役所厚生部保健福祉課においては、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、これらの者の相続人を特定するための戸籍調査等は、ほとんど実施されていなかった。

【監査の意見】

各区役所厚生部保健福祉課においては、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定するための戸籍調査等は、ほとんど実施されていなかった。

金銭債務は、相続により当然に各相続人に法定相続分で承継されるのであり、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の戸籍調査等によって相続人を特定し、これらの者に対し、金銭債務を負担していることを通知するとともに支払を請求することは、貸付金の回収の観点から重要であるから、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定するための戸籍調査等を実施し、相続人に対して支払を請求されたい。

シ 督促及び催告について

広島市債権管理事務取扱規則は、債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく債務者に対し、履行を請求するための必要な手続をとらなければならないと定めている（規則第11条）。

これを受けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、償還開始3か月前に、償還予定表を借主及び連帯借主へ送付することとし、

(7) 納入通知書による収納

毎月15日ころに出力される納入通知書を、調定内訳書（納付書分）と照合し、納期限10日前までに到達するよう借主（納入義務者）へ送付する。

(4) 口座振替による収納で、新たに償還が開始される場合

償還開始月の15日ころに出力される広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金納入通知書を、20日ころ借主（納入義務者）へ送付する。

(5) 口座振替による収納で、前年度に引き続き償還する場合

毎年度の4月15日ころに出力される広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金納入通知書を、20日ころ借主（納入義務者）へ送付する。

(エ) 違約金

一回の償還金（元金・利子）が完納された月の翌月に出力される納付書を違約金請求対象者リストと照合し、納期限10日前までに到達するよう借主（納入義務者）に送付する。

と定めている（手引き57ページ以下）。

また、広島市債権管理事務取扱規則は、その管理に属する債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に督促しなければならないと定め（規則第12条第1項）、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領は、償還金の支払期日の翌日から起算して20日以内に償還金の納入がないときは、発付の日から10日以内の納期限を付した督促状を発して督促するものとし、督促の発付の日から1か月以上経過したにもかかわらず、償還金の納入がないときは、催告状により催告するものとし、催告にもかかわらず、なお償還金の納入がないときは、その後も定期的な催告により償還を促すものとする（要領第46条）。

これらを受けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、

(オ) 督促状

償還金の全部又は一部について、納期限までの償還がない場合は、その翌月に督促状が出力されるので、当該納期限後20日以内に償還者に送付する。

(カ) 催告状

督促から1か月以上経過したにもかかわらず、償還がない場合は、催告状が出力されるので償還者に送付する。
ものと定めている（手引き61ページ）。

以上を踏まえ、こども未来局こども・家庭支援課及び各区役所厚生部保健福祉課において、質問したところ、以下の状況が見受けられた。

(7) 発送量

平成26年度下半期から平成27年度上半期の実績では、納入通知書は約3万3,000件、納付書（振替不納分）は約7,000件、違約金納付書は約2万4,000件、督促状は約2万7,000件、催告状は約2万5,000件であった。

(イ) 作成と配送

こども未来局こども・家庭支援課において、福祉情報システムの情報に基づいてデータセンターにてプリントアウトし、各区役所厚生部保健福祉課に配送する。

(ウ) 仕分と発送

各区役所厚生部保健福祉課において、送付する。
ただし、催告状については、送付すべきではない、死亡した借主や破産手続が終結して免責決定が確定した借主等に対する催告状が混在しており、これらを職員が逐一確認しながら手作業で抜き出して送付していた。また、督促状と催告状については、職員が手作業で三つ折りして送付していた。

【監査の意見】

納入通知書、納付書、督促状及び催告状等の送付事務については、これらの送付量は年間合計約11万6,000通であり、各区役所厚生部保健福祉課において、職員が手作業で、催告状については、送付すべきではないものを抜き出し、督促状と催告状については、これらを三つ折りした上で、送付している実態が見受けられた。

納入義務者の変更を福祉情報システムに反映して、職員が手作業で抜き出す作業をなくすなど、相当量の工数を要する納入通知書、納付書、督促状及び催告状等の送付作業の効率化を検討されたい。

ス 一部の繰上償還について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、母子福祉資金貸付金等の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとし、これらは元利均等償還の方法によることを原則とするが、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる（施行令第8条第2項、第3項、第31条の6第2項、第3項、第37条第2項、第3項）。

これを受けて、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、繰上償還をしようとする者は、母子福祉資金繰上償還申出書等を市長に提出しなければならないと定めている（規則第11条、第24条、第26条）。

そして、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、繰上償還とは、償還未済額の全額を一括償還することであり、償還未済額の一部を支払期日前に償還する場合は、償還方法の変更として処理するもの定めている（要領第37条第1項）。

この償還方法の変更について、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則は、母子福祉資金貸付金等の貸付を受けた者又は受けている者は、母子福祉資金貸付金等の償還方法の変更をしようとするときは、母子福祉資金償還方法変更申請書等により市長に申請しなければならないと定め、市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を承認することと決定したときは母子福祉資金償還方法変更承認通知書等により、変更を承認しないことと決定したときは母子福祉資金償還方法変更不承認通知書等により申請者に通知するものと定めている（規則第14条、第24条、第26条）。

以上を踏まえて、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、貸付を受けた者から償還未済額の一部を繰上償還したい旨の申入れがあったが、福祉情報システムで償還方法の変更の事務を処理することに支障があるため、この申入れを断っている事例が多数見受けられた。

【監査の結果（指摘事項）】

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令は、母子福祉資金貸付金等の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる（施行令第8条第3項但書、第31条の6第3項但書、第37条第3項但書）、これを受けて、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、償還未済額の一部を支払期日前に償還する場合は、償還方法の変更として処理すると定めている（要領第37条第1項）ところ、貸付を受けた者から償還未済額の一部を繰上償還したい旨の申

入れがあったが、福祉情報システムで償還方法の変更の事務を処理することに支障があるため、この申入れを断っている事例が多数見受けられた。

このことは、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の定めに抵触するのみならず、利子を徴している貸付金の貸付を受けた者に対しては、償還未済額の一部の繰上償還により免れることができたはずの利子の負担という経済的不利益を課すものであり、広島市にとっては、償還未済額の一部の繰上償還により回避することができたはずの回収リスクを残すものである。したがって、償還方法の変更の事務が処理できるよう福祉情報システムを改修するなどして、償還未済額の一部の繰上償還の事務を執行すべきである。

セ 時効中断措置について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付に基づく債権は、金銭消費貸借契約という私法上の原因により発生する私債権であり、10年間行使しないときは消滅する（民法第167条第1項）。

広島市債権管理事務取扱規則は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければならないと定めている（規則第17条第5項）。時効は、① 請求（裁判上の請求（民法第149条）、支払督促（同法第150条）、和解又は調停の申立て（同法第151条）、破産手続参加等（同法第152条）、催告（同法第153条））、② 差押、仮差押及び仮処分（同法第154条）若しくは③ 承認（同法第156条）によって中断すると定められている（同法第147条）から、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、これらの措置をとらなければならないこととなる。

催告に関し、広島市債権管理事務取扱規則は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に督促しなければならないと定めるが（規則第12条第1項）、この督促は、民法153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有すると定められている（地方自治法第236条第4項）が、行政実例により、時効中断の効力は最初の1回のみとされている。

承認に関し、償還指導事務マニュアルは、償還期間経過後の滞納について、一括返済が困難な場合は、「債務承認書」（様式24）及び「未償還金償還計画書」（様式25）を提出させ、分割の納付書を発行すると定め（マニュアル2ページ）、時効期間（納期限から10年）を経過した滞納についても、償還期間経過後の滞納と同様の償還指導を行うと定めている（マニュアル3ページ）。

以上を踏まえ、各区役所厚生部保健福祉課において、無作為に抽出した修学資金に係る一件記録を閲覧しながら、質問したところ、時効を中断するために必要な措置は、督促を除いてとられておらず、「債務承認書」を提出させる償還指導も行われていなかった。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市債権管理事務取扱規則は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければならないと定め（規則第17条第5項）、これを受けて、償還指導事務マニュアルは、償還期間経過後の滞納について、一括返済が困難な場合は、「債務承認書」及び「未償還金償還計画書」を提出させ、分割の納付書を発行すると定めているが（マニ

アル 2 ページ)、「債務承認書」を提出させる償還指導が行われていないなど、時効を中断するために必要な措置は、督促を除いてとられていなかった。

債権を時効によって消滅させる財政的損失を回避する観点のみならず、誠実に償還している債務者との公平を保つためにも、規則違反及びマニュアル違反を是正すべきである。

ソ 償還事務について

広島市債権管理事務取扱規則は、債権の管理に関する事務は、法令又は条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも広島市の利益に適合するよう処理しなければならないと事務処理の原則を定め（規則第9条）、債権回収に直接関係する債権管理事務として、履行の請求（規則第11条）、督促（規則第12条）、保証人に対する請求の手続（規則第13条）、強制執行等（規則第14条）、履行期限の繰上げ（規則第15条）及び保全措置（規則第17条）等を定めている。

債権回収に直接関係する債権管理事務として、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、督促、催告等（要領第46条）、償還指導（要領第47条）、連帯保証人への償還指導（要領第48条）等を定め、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引きは、債権の確保、収納事務、未償還者の指導等の償還事務を定め（手引き56ページ以下）、償還指導事務マニュアルは、償還指導の基本ルールとともに、償還指導の基本的な順序、据置期間中の償還指導、償還期間中の償還指導等を定めている。

アで前述した、平成23年度広島市定期監査において提出された監査の意見を受けて、「平成25年4月に、区保健福祉課に対して、要領の制定、手引きの改訂及びこれらの規定等に基づき新たに整備した様式等の取扱いについて通知した。当該通知後は、担当国会議や児童福祉係長会議等を通じて審査基準や事務手続の周知徹底を図ることとし、平成25年6月に、各区の貸付事務の担当者を対象とした会議を開催し、新たに制定した要領及び改訂後の手引き等について説明を行い、償還能力の審査や償還指導等について適切に実施するよう、再度、周知徹底を図った。」との対応結果を通知しているが、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き及び償還指導事務マニュアルが、債権回収に直接関係する債権管理事務について詳細に定めているのは、以上の経緯によるものである。

しかしながら、未償還者に対する償還指導、連帯保証人への償還指導、強制執行、保全措置等債権回収に直接関係する債権管理事務は、督促状及び催告書の送付を除き、ほぼ執行されていなかった。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市債権管理事務取扱規則、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事務処理の手引き及び償還指導事務マニュアルは、債権回収に直接関係する債権管理事務について詳細に定めてい

るにもかかわらず、未償還者に対する償還指導、連帯保証人への償還指導、強制執行、保全措置等債権回収に直接関係する債権管理事務は、督促状及び催告書の送付を除き、ほぼ執行されていなかった。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は、平成２３年度には約５億３，８００万円であったものが、平成２７年度には約６億６，５００万円へと増加の一途をたどっているばかりか、平成２７年度の収納率は、現年分は約８５．１パーセントであり、滞納繰越分は約６．７パーセントであって、いずれも平成２３年度以来改善がみられないという財政的見地からも、また誠実に償還している債務者との公平を保つ見地からも、是正の必要がある。

しかしながら、実効性のある債権回収業務を行うためには相応のマンパワーと専門的知識が必要であるところ、現実問題として、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金に関する債権回収事務を取り扱う各区役所厚生部保健福祉課の職員の人員では、必要かつ十分な債権回収事務を執行することは困難であると見受けられる。

そこで、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金を含む貸付債権や非強制徴収に係る未収金等の債権の管理及び回収を一元的に扱う専門部署を設置する、あるいは、埼玉県、群馬県、広島県、大阪市、京都市、鹿児島市等において、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の未収金の債権回収業務を外部に委託している事例を踏まえ、債権回収会社や法律事務所等の外部の専門家へ委託するなどして、債権回収に直接関係する債権管理事務についての規則違反、要領違反、手引き違反及びマニュアル違反を是正すべきである。

タ 不納欠損について

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、① 償還金に係る債務について、民法第167条第1項に規定する10年の消滅時効期間が経過し、かつ債務者が時効の援用をしているとき、② 地方自治法施行令第171条の7の規定に基づき、履行延期の特約又は処分を行ってから10年を経過した後に、償還金の償還を免除したとき、③ 償還金に係る債務について、地方自治法第96条第1項第10号に基づく権利放棄に係る議会の議決を経て、債権放棄をしたとき、④ 同要領第50条第1項の規定により、償還金の償還を免除したときは、償還金の不納欠損の処理を行うことができると定めている（同要領第51条第1項）。

ところで、平成23年度広島市包括外部監査において、「過去において不納欠損処分を行った債権はなく、広島市が本制度の運用を開始した昭和56年に発生した債権が平成22年度においても収入未済額として計上されている。この中には、関係者が既に死亡しているケースなど回収が不可能な場合も含まれる懸念がある。公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、回収コストとの比較や事務処理の効率化の観点から不納欠損処分を行うことの検討は必要である。広島市における不納欠損処分の論点を整理後、母子・寡婦福祉資金貸付金における不納欠損処分のあり方について検討が望まれる。」との監査の意見が提出されている。

以上の監査の意見を受けて、こども未来局こども・家庭支援課は、「監査の意見を踏まえ、母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金に係る債権の回収事務において、公平性の確保に配慮しつつ、適正に事務処理を行うため、平成26年10月に、当該償還金に係る債権の不納欠損処分についての実施基準を策定し、この基準により不納欠損処分を実施することとした。」との対応結果を通知している。

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領が、不納欠損について定めているのは、以上の経緯によるものである。

以上を踏まえて、各区役所厚生部保健福祉課において、質問したところ、償還金に係る債務について10年の消滅時効期間が経過している案件、債務者の生活困窮や失踪等によっておよそ回収見込みがないものと認められる案件などを長期間管理しているが、不納欠損に向けた事務は執行されていなかった。

【監査の意見】

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領は、償還金に係る債務について、民法第167条第1項に規定する10年の消滅時効期間が経過し、

かつ債務者が時効の援用をしている等のときは、償還金の不納欠損の処理を行うことができる（同要領第51条第1項）ところ、償還金に係る債務について10年の消滅時効期間が経過している案件、債務者の生活困窮や失踪等によっておよそ回収見込みがないものと認められる案件などを長期間管理しているが、不納欠損の処理は行われていなかった。

およそ回収見込みがない債権を長期間管理し続けることは、債権管理事務の効率化の観点からは問題があり、不納欠損の処理を行う必要があるものの、公平性の観点からは安易な不納欠損の処理は行えないばかりか、十分な債権回収の努力を尽くさずに不納欠損の処理を行うこととなれば、債権回収に対するインセンティブが失われてしまうおそれがある。

もっとも、現実問題として、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金に関する債権回収事務を取り扱う各区役所厚生部保健福祉課の職員の人員では、必要かつ十分な債権回収事務を執行することは困難であると見受けられる。

そこで、債権管理事務の効率化を図る観点からも、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金を含む貸付債権や非強制徴収に係る未収金等の債権の管理及び回収を一元的に扱う専門部署を設置する、あるいは債権回収会社や法律事務所等の外部の専門家へ委託するなどして、債権回収に直接関係する債権管理事務を十分に尽くした上で、不良債権化しているものについては、広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に準拠して、不納欠損の処理を行われたい。